


所管部課	福祉部高齢介護課	部長	川口 荘一			
件名	東大和市地域包括支援センター事業者等選定委員会設置要綱について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関	企画財政部、総務部				
1. 要旨						
<p>令和4年10月に新設する地域包括支援センター（高齢者ほっと支援センター）及び高齢者見守りぼっくすの運営委託に係る優先交渉権者選定にあたり、公平性及び公正性を確保するため、選定委員会を設置するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 委員構成 副市長、企画財政部長、総務部長、福祉部長、高齢介護課長、生活福祉課長及び障害福祉課長</p> <p>イ 所掌事務 高齢者ほっと支援センター及び高齢者見守りぼっくすの準備業務及び運営業務委託に関して、別途制定する実施要領に基づくプロポーザル参加者の審査を行い、優先交渉権者の選定を行うこと。</p> <p>(2) 施行日 市長決裁日から施行し、令和4年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>(3) 影響及び効果 高齢者ほっと支援センター及び高齢者見守りぼっくすの準備業務及び運営業務の委託契約に係る優先交渉権者の選定を適切に行うことができる。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
<p>平成24年4月：高齢者ほっと支援センターを2センター体制から3センター体制に1か所増設</p> <p>令和3年3月：高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定（第8期中に4センター体制を目指す。）</p> <p>令和3年7月：新設する高齢者ほっと支援センターの担当地域について、介護保険運営協議会及び地域包括支援センター運営協議会にて承認済み</p>						
3. 留意事項（問題点等）						
<p>今後の予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年 9月～令和4年1月 プロポーザルの実施、委員会による審査</li> <li>令和4年 1月～令和4年2月 優先交渉権者選定</li> <li>令和4年 4月～令和4年9月 準備業務</li> <li>令和4年10月 新設高齢者ほっと支援センター及び高齢者見守りぼっくすの開設予定</li> </ul>						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
<p>庁議終了後、速やかに標記要綱を制定し、必要な事務を進めるとともに、プロポーザルの概要について、市議会議員への情報提供を行うこととしたい。</p>						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。